

相談

配偶者等からの暴力に関する相談窓口

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人等から受ける暴力でなく、怒鳴る、脅す、電話や外出を制限するなど暴力にあたります。一人で悩まず、ご相談ください。

相談窓口
・粕屋保健福祉事務所
Tel 939-0511

【受付時間】
月～金 8時半～17時15分

※祝日を除く
・県女性相談所
Tel 711-9874

【受付時間】
月～金 9時～17時15分
※祝日を除く

●県配偶者からの暴力相談電話
Tel 716-0424

【受付時間】
月～金 17時15分～24時
土、日、祝日 9時～24時
※すべて年末年始を除きます。

暴力団被害集中相談

●日時
4月21日(土) 10時～16時
●場所
市暴力団放相談センター(福岡市役所2階)
●相談電話番号
Tel 711-4076
●問い合わせ

募集

宇美八幡宮子安祭 稚児行列参加者募集

二年に一度行われる御神幸の稚児行列の参加者を募集します。詳しくは宇美八幡宮へお問い合わせください。
●祭典 4月15日(日) 10時～
●締切 3月31日(土)
●問い合わせ
宇美八幡宮
Tel 932-0004

福岡緑化センター 写真コンテスト作品募集

●撮影期間
平成24年3月～平成25年2月
●提出期限
平成25年3月10日(日)
●作品数 一人2点まで
●応募条件等詳細はお問い合わせください。(月曜日休館)
●申込・問い合わせ
県緑化センター管理事務所
Tel 0943-172-1193

学 ぶ

しず・うみ資格取得行政書士入門編(全4回)

身近な法律の専門家として業務範囲の広い国家資格

です。独立開業も夢ではありませぬ。キャリアアップ、転職、就活中のあなたに資格を持つて「いい」ということは努力の証です。入門編は政治・経済・情報通信などの講座です。

●日時
4月21日～5月19日の各土曜日、9時半～15時半(5月5日は休み)

●講師 (有) 日本生涯教育センター代表 河津 三樹雄氏

●受講料
10,000円(4回)

●資料代 2,000円

●持参物 筆記用具、昼食、飲み物

※講座開講人数10名以上、男女問わず、大学生の申し込みも受け付けます。

●場所 しず・うみ

●問い合わせ
しず・うみ
Tel 932-0365
Fax 932-0578

母子家庭のためのパソコン初級(夜間)講習会(ワード・エクセル・インターネット)

●対象
県内(福岡市、北九州市を除く)にお住まいの母子家庭の母、またはかつて母子家庭だった専業主婦で、求職あるいは転職を希望している方。講習会終了後、アンケートに協力していただける方。

●開催日時 5月15日(火)～30日(水) 平日(火、水、木、金)の10時～18時、21時、1日3時間(全30時間)

●定員 20名(定員オーバーの場合抽選、応募半数以下は中止の場合あり)

●受講料 無料

※テキスト代約3,150円は自己負担。

●託児 有り

※事前予約制、1才～就学前迄開催場所

春日市クローバープラザ4階「OARUム」

●締切日 4月25日(水) 必着

※申込用紙は子育て支援課にあります。

●申込・問い合わせ
県母子家庭等就業・自立支援センター
Tel 584-3931

しず・うみ心と生き方講演会おしえてドクター「脳の病気」教えます

こども、働き盛り、高齢者など各年代ごとに気になる脳の病気があります。ドクターの話を聞いて脳の病気を知り、健康的な生活を送りましょう。

●日時
4月15日(日) 10時半～12時

●講師 池田脳神経外科院長 医学博士 池田 耕一氏

●参加費 無料

●場所 しず・うみ

●託児 有り(※要予約)

※4月11日(水) 締切

※当日10時からしず・うみ全サークルの紹介をした後、講演会を行います。

●問い合わせ
しず・うみ

Tel 932-0365
Fax 932-0578
しず・うみ心と体の健康
ゆるやかヨガ講座(全5回)

体と心は運動していません。体を開放すると心も解放されるはず!体の凝り、ストレスさよならしましょう。

●日時 4月6日～5月11日の各金曜日、19時半～21時(5月4日は休み)

●講師 ヨガインストラクター 池田 智恵氏

●参加費 5回で3,500円(保健代含む)

●持参物 ヨガマット又はバスタオル、飲み物

●場所 しず・うみ

●問い合わせ
しず・うみ
Tel 932-0365
Fax 932-0578

その他

優良運転者表彰申請のご案内

優良運転者表彰申請の受付を行いますので申請される方は早めに手続きをしてください。

●受付期間
①管区局長連名表彰・緑十字銅章
4月2日(月)～5月7日(月)

②本部長連名表彰・署長連名表彰・地区協会長表彰
5月10日(木)～6月18日(月)

※必要書類等詳細はお問い合わせください。

●申込・問い合わせ
粕屋地区交通安全協会
Tel 939-3030

住民課国保年金係からの重要なお知らせ

【国民健康保険】

保険証がカード化されます

平成24年4月1日の更新から、これまで世帯ごとに発行されていた被保険者証がカード化され、1人に1枚交付されます。

保険証は簡易書留郵便で世帯主あてに郵送しています。3月末までに保険証が届かない場合は、役場国保年金係までご連絡ください。カード化に伴い、遠隔地保険証(マル遠)の手続きは不要になります。

マル学の申請について

国民健康保険に加入中の方が、就学のため宇美町以外に住所を移した場合、マル学の申請をすることによって引き続き宇美町の国民健康保険証を使うことができます。

マル学の保険証を使用している方は、毎年度申請が必要となりますので、①学生証または在学証明書(4月1日以降有効のもの) ②みとめ印をお持ちになり、お手続きにお越しください。

また、卒業した時や宇美町に住所を移した時は、マル学の資格を喪失しますので、必ず届け出てください。

なお、卒業後社会保険等に加入しない場合は、住所地の国民健康保険に加入する必要がある場合があります。宇美町国民健康保険資格喪失証明書が必要な場合は、住民課国保年金係までご連絡ください。

70歳以上の方の窓口負担割合について

平成24年4月から、窓口負担割合が1割の方について、2割に引き上げられる予定でしたが、平成25年3月まで引き続き1割に据え置かれることになりました。現在交付している高齢受給者証の差

高額な外来診療を受ける場合は

現在の高額療養費制度では、入院時のみ認定証を提示することで、窓口での負担額が自己負担限度額までとなりますが、4月1日からは、外来診療についても、入院時と同様の取扱いとなります。

【認定証の提示が必要な方】
・70歳未満の方
・70歳以上の非課税世帯の方
※70歳以上の課税世帯の方は認定証は必要ありません。健康保険証と高齢受給者証を提示することで、窓口負担額が自己負担限度額までとなります。

【認定証の交付申請に必要なもの】
・国民健康保険証
・高齢受給者証(70歳以上の方)
・印鑑

ジェネリック医薬品についてのお知らせ

平成24年度から、被保険者の方の自己負担額軽減と国保財政の健全化を図るため、ジェネリック医薬品に切り替える

と薬代の負担が軽くなる可能性が高い人を対象に「ジェネリック医薬品についてのお知らせ」をお送りします。

なお、このお知らせはジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。

また、ジェネリック医薬品希望カードが必要な方は、住民課国保年金係窓口で配布しています。

高額介護合算療養費の申請について

平成22年8月から平成23年7月までの1年間に、国民健康保険と介護保険の

平成24年度宇美町特定健康診査のご案内

40歳から74歳までの宇美町国民健康保険の被保険者と被扶養者の方を対象に特定健康診査を実施します。

対象の方には案内通知を郵送しています。健診を受診するには申し込みが必要となりますので、案内通知に同封されているハガキで申し込みをお願いします。

●持参するもの
対象児童の保険証、印鑑、児童扶養手当証書、または年金受給中の方は対象児童の年金証書

【乳幼児医療証】

4月から小学校に入学する児童で、身体障害者手帳1、2級または療育手帳A判定もしくは精神障害者福祉手帳1級を所持

の場合は、医療証の申請が必要です。対象者には3月下旬に案内文書を発送いたしますので、お手続きもれのないようお願いいたします。

なお、受付期間後にお手続きをされた場合は、申請月の初日からの認定になりますので、ご注意ください。

●受付期間
4月2日(月)～4月27日(金)の8時半～17時15分(土、日、祝日を除く)

●持参するもの
対象児童の保険証及び障害者手帳、印鑑

乳幼児医療証からひとり親家庭等医療証への更新手続きのお知らせ

4月から小学校に入学する児童がいる

ひとり親家庭等の方は、医療証の申請が必要です。

対象者には3月下旬に案内文書を発送いたしますので、お手続きもれのないようお願いいたします。

なお、受付期間後にお手続きをされた場合は、申請月の初日からの認定になりますので、ご注意ください。

●受付期間
4月2日(月)～4月27日(金)の8時半～17時15分(土、日、祝日を除く)

●持参するもの
対象児童の保険証、印鑑、児童扶養手当証書、または年金受給中の方は対象児童の年金証書

【国民年金】

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられます。しかし、学生については申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

対象となるのは、大学、短期大学、大学院、高等学校などのほか、各種学校(1年以上の就学課程に限る)に在学する学生です。

ただし、学生本人の前年の所得が118万円以下の場合に限られます。また、在学中は毎年4月に申請が必要ですので、お手続きもれがないようご注意ください。

●申請の手続き方法
お申し込みは、住民課国保年金係で受付します。申請の際は、年金手帳、学生証、印鑑を持参してください。

【問い合わせ】

住民課国保年金係
Tel 934-2241